

【市立小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（概要版）】

1. 本調査について

- ・市立小学校に在籍する児童の保護者から、「同級生の児童によるいじめを受け、これにより精神症状に罹患し、不登校になったとの訴え」を受けての調査である。

2. 調査目的

- ①いじめ防止対策推進法にいういじめがあったかどうか。
 - ②いじめがあった場合、同法による重大事態が生じているか。
 - ③いじめがあった場合、当該小学校や市教委は、適切に対応しているか。
 - ④いじめがあった場合、再発防止のために市が講ずべき措置があるか。
- ・以上の4点を調査した。

3. 調査組織

- ・市いじめ防止対策推進条例第11条に基づき、市教育委員会の附属機関「いじめ防止対策審議会」を中心に、事案に対して公平性や中立性を確保し、利害関係のないもの、専門性を補完することを鑑み、5名の調査委員(別表)で調査を実施した。

4. 調査結果

<2. ①について>

- ・いくつかの具体的な事実を認定し、心身の苦痛を感じていたと判断して、「いじめ防止対策推進法」にいういじめがあったと認定した。

<2. ②について>

- ・生命心身等重大事態の認定については、心身に被害が生じ、それがいじめとして認定された具体的事実に起因するものであることから、「生命心身等重大事態が発生していたもの」と認定した。
- ・不登校重大事態の認定については、いじめとして認定された事実により余儀なくされたものであると認定することは困難であり、「不登校重大事態が生じていたとは評価できない」という結果に至った。

<2. ③について>

- ・対象児童の実態や状況等に配慮し、よりきめ細やかな配慮を尽くす必要はあった。
- ・「いじめ事案ではなく、児童の間で通常生じる衝突に関する事案である」と捉えていたことで、組織的な対応を欠くことになった。

<2. ④について>

- ・再発防止に向けて（5.再発防止のための提言）に記載

5. 再発防止に向けて（再発防止のための提言）

- ①いじめの認知の仕方を全ての教員、管理職が徹底する
 - ②組織的な対応をすること
 - ③初動対応と関係機関との連携の必要性
 - ④管理職がリーダーシップを発揮すべきである
 - ⑤市教委の役割を再確認する
 - ⑥個の実態や状況に配慮したきめ細かな指導の重要性
 - ⑦十分な人員体制の実現
- ・以上の7つを、学校現場や市教委に対しての「再発防止のための提言」として提示した。

<別表> いじめ防止対策審議会(調査委員会) 委員名簿(5名)

委員長	学識経験者、大学教授（男性）
副委員長	元岐阜県警察警視（男性）
委員	社会福祉士、大学非常勤講師（男性）
専門性の補完	臨床心理士、公認心理師、県スクールカウンセラー（女性）
	岐阜県弁護士会所属弁護士（男性）